

62号
2024年2月10日



巻頭言：法制審部会要綱案を了承 2月法制審総会を経て今通常国会審議へ！

2024年1月31日、各紙が法制審部会で共同親権導入を含む要綱案が取りまとめられたことを大きく取り上げました。

☆2024/1/31付
各紙報道
(朝日、毎日、読売、
産経、日経、東京)



各紙の報道内容に関しては以下の親子ネットHPをご参照下さい。
<https://oyakonet.org/topics/meeting-0131-2024.html>

◆法制審部会調査審議の経緯

2021年3月に始まった法制審議会家族法制部会での議論も1巡目、2巡目と合計24回の会議を重ね、2022年11月に中間試案が取りまとめられました。この中間試案に対し、2023年2月までを期限とするパブリックコメントの募集が実施され、約8,000通もの意見が寄せられました。3月からは寄せられたパブリックコメントを参考にしつつ、計6回の3巡目の調査審議を経て、8月、「家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台」が示され、取りまとめに向けた議論が開始されました。

取りまとめの調査審議は、主に①共同親権下での親権の単独行使が可能な要件(急迫の場合か必要性か)②離婚後も共同親権を維持する場合の要件(子の意思の取扱いや父母双方の合意の要否)③共同親権となった場合も監護者指定を必須とするか否かなどの論点を中心に議論がなされました。

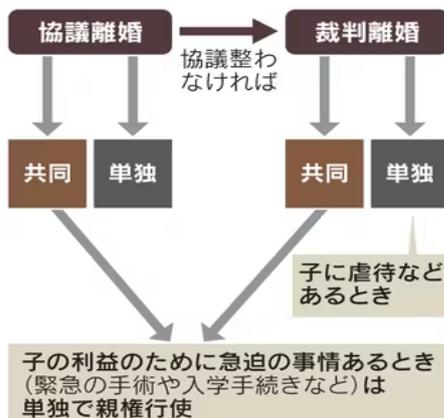
取りまとめに関しても計9回の会議を重ね、2024年1月30日、賛成多数をもって要綱案が取りまとめられました。「拙速な議論」との指摘も耳にしておりますが、2年10カ月及ぶ計37回の調査審議、法制審に先行した家族法研究会の議論も合わせると4年超に及ぶ検討がなされたことになり、法制審他部会と比較しても「拙速」などという指摘には当たらないものと考えています。逆に別居親当事者のみなさんにはここまで取りまとめに時間を要したことをお詫びしたいと思います。

◆要綱案についての私の所感

1月30日の法制審部会において私は要綱案に賛成票を投じました。要綱案には親教育や養育計画作成の離婚要件化など私たちの要望が反映されていない部分もあります。一方、共同親権の導入(要綱案第2)や急迫の事情を除く子の連れ去りが民法上も違法とされること(要綱案第2-1)、父母の婚姻関係の有無に関わらず、未成年の子を持つ父母は、相互に協力する義務が明記され、裁判所の決定を無視するような場合は親権者変更の考慮要素となる(要綱案第1-1(2))なども盛り込まれております。

私としても要望がすべて実現されてはいませんが、部会には40名弱の様々な立場の有識者が参加し、2年10カ月に及ぶ調査審議がなされた経緯も踏まえ、示された要綱案が多数の賛同を得る限界と考え、賛成票を投じることとしたものです。このような背景も考慮いただき、みなさまのご理解をいただければと存じます。

法改正後の親権のイメージ



☆2024/1/30付
日本経済新聞「離婚後の共同親権導入、要綱案了承 77年ぶり改正へ」より図表引用

◆法案成立に向けて

報道などご承知のとおり、1月30日の部会では、要綱案は部会委員22名中、1名が棄権、賛成18名、反対3名の賛成多数で了承されました。また、附帯決議も賛成19名、反対2名の賛成多数で了承され、法制審部会の調査審議は終了しました。私にとっては本当に長く、厳しい議論が終わったというのが率直な思いです。

さて、今後ですが、2月15日の法制審議会総会を経て、法務大臣への答申、与党プロセスなども含め、論戦は国会に移ります。現在の要綱案は最終案ではありません。条文など詳細は閣議決定後に示されます。

親子ネットとしては、当事者の皆さまの要望を取りまとめ、要綱案で反映できなかった要望に関しては、最後まで声を挙げ続け、国会議論を注視して参ります。

今こそ、ここまで後押しをいただいた140名を超える超党派議連の先生方を初めとする国会議員の先生方のご支援をいただきつつ、クロージングのタイミングが来ました。ご支援いただける先生方とタッグを組み、法案をさらに良いものにできるよう最後まで尽力したいと思います。

親子ネットが求めるのはあくまで「親子が自然に会える社会」の実現です。法改正に向け、いよいよ最終局面を迎えます。引き続き、みなさまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

(親子ネット代表 武田 典久)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット®

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 3,000円

親子ネット口座 PayPay銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコメンカイクオリュウラジツゲンズルゼンコクネットワーク)

*「親子ネット」は「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です



親子ネット意見交換会

[法務省]要綱案たたき台に対する要望を伝えよう！ ～いよいよ法改正！いま私たちは何をすべきか考える～

法務省が2023年8月29日に「家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台(1)」を法制審部会に提示しました。要綱案たたき台の課題と思われる論点に関して議員、有識者及び当事者からの意見をお聞きし、要望事項を取りまとめていく機会とすべく、2023年10月21日(土)、池袋「あうるすぽっと」にて親子ネット主催意見交換会を開催しました。当日は約150名の方に来場いただき、盛会にて終了しました。

意見交換会の冒頭には、超党派議連会長の柴山昌彦衆議院議員と同事務局次長の梅村みずほ参議院議員からご挨拶いただきました。続いて、有識者として石井敏弘館山市議会議員、松野絵里子弁護士、築城由佳氏(NPO法人ハッピーシェアリング)、作花知志弁護士からご意見をいただきました。後半のパネルディスカッションでは参加者を交えて活発な議論が行われた他、出席くださった国会議員先生方から熱い励ましの言葉を頂戴しました。ここでは当日の内容の一部(要約)を掲載します。

【柴山昌彦先生 ご挨拶】

共同養育議員連盟会長の柴山昌彦でございます。まず「民間法制審が出している案の方が分かりやすい」とか、「なぜこれを議員立法に出さないんだ」というご質問をたくさんいただきます。

議員立法はそもそも、政府提出法案の合間にすんなりと採決されるものしか入りません。各党が党議拘束をかけて議員立法を通すものですから、揉めて政府提出法案がはじかれてしまうことになると、国会の見通しとして、そういう重たくて論争を招くような議員立法は全部後回しになるのです。対立の激しいものを政府提出法案に優先して審議をすることは、今の国会の常識上あり得ないことです。

実は自民党法務部会で、民間法制審の案を十分尊重した形の、5項目の良質な自民党として進むべき方針を、古川元法務大臣の時にまとめて提出をいたしました。(2022年6月21日自民党法務部会PT提言

<https://www.jimin.jp/news/policy/203843.html>)

山田美樹自民党法務部会長の時代に、私もこの5項目は最後の最後まで、一言一句、全部調整をした上で提出しております。その中で「離婚をするときに共同養育計画を必ず定めなくてはいけないか」というところが、非常に大きな論点になってきました。

これについては、平成23年に、馳浩議員(現・石川県知事共同養育支援議連前会長)が江田さつき法務大臣(当時)に対して、親子講座とか子の養育講座とかあるいは共同養育計画について、離婚をするときの必須条件、つまりそれをしないと離婚できないとした方がいいのではないかという質問がされています。そうした場合、結局その前提となる様々な作業についてまともならず、さらに夫婦間が泥沼化してしまうことがあり、今の日本では現実的ではないというのが江田法務大臣の答弁にありました。

そうした経緯を踏まえて、「一定の責務を課する」ようにすべきだというのが、私も最後までチェックして自民党の方針として出したものです。ギリギリのところまで詰めて5項目ができたということはずいぶご理解いただきたいと思います。

まずはしっかりと社会環境に応じた形で、必ず改善をし、そこからまた環境整備も同時に進めていって、次の改正に進んでいく。こういうアプローチが最も現実性があり、実は最短であると感じています。

今回質問にある中で、「骨抜き案にするぐらいだったらフルスペック案を作るまで待とう」と言っている人がいます。私はこの問題は遅れば遅れるほど成立が難しくなると考えています。だから私達は去年の国会で原則共同親権、共同監護の案をまとめるということ、さんざん法務省に対して声を荒げて主張していたわけです。

でも、プロセスとして法務省の法制審には反対の方の委員もいらしゃいます。いろいろな方の意見を調整して、子の最善の利益のためになるような方策を針の穴を通すような形で進めてきて、いろんな方の意見が複雑に絡み合い、注釈がいっぱいについて、アクロバティックな解釈をしなければ読み取れないものがようやく出てきているという段階なのです。

これを法務省の方々のやり取りによってきちんと明確化する、ということをお我々はこれからしっかりと進めていきたいと思えます。スケジュール感として、来年(令和6年)の通常国会には、この法案が国会で審議されるかもしれません。当初我々が要求してから1年遅れてしまうわけです。1年遅れると、子供はその間に大きくなってしまいます。とにかく、子供との面会交流を1日も早くしっかりと多い形で進め、そして子供を連れ去ることが親権を獲得するためのインセンティブにならないようにする。原則共同親権、共同監護をまずきちんとこの法案の中に書き込んでいくことが重要だということ、私からはお訴えをさせていただきたいと思えます。

要綱案たたき台の要件についてですが、我々の案は甲①案、つまり原則共同親権が明確に読み取れるかどうか、ということがポイントになると思えます。実は今回のたたき台の注釈を読めば、「単独親権は例外」と解釈できるのですが、もっと具体的な形で書き込んでいくことも必要になると思えます。明確にするということに向けてしっかりと動いていきたいと思えます。



それから皆様が一番この中で関心があるのが、監護権の指定の問題だと思います。我々が去年からずっと言っているのは「監護権は指定しなくていい」ということです。

監護というのは物理的に子供の面倒を見るという作用ですので、親権の一作用であるということからすると、単独監護者を指定することを必ず要求するというのは、共同親権をしり抜けにしてしまうものであって、私は反対です。

監護権を持った者は、別居していながら親権を持っている者にあらゆる面で優先してしまう身上監護居所指定権が、何か他の親権者の権利を阻害することまで許されるということはない、と法務省の担当者は明確に答弁をしていますので、その答弁がきちんと担保できる仕組みというものを追求していきたいと考えております。

連れ去りについてですが、「正当な理由のない連れ去り」は、共同親権共同監護を原則とすれば、そういうことをしようというインセンティブがなくなります。それだけではなく正当な理由がない連れ去りそのものがDVだとか、正当な理由のない連れ去りは未成年者略取誘拐罪にあたり、上川法務大臣のときに法務省の刑事局が答弁していますけれども、最初の連れ去りを起訴している事例がないとのことでまだまだのところもあります。本当に通達というものの力が大きいので、だいぶ警察の運用が改善してきて、相談に乗るようになってきたのですが、それが骨抜きになってしまいかねないので、検察、裁判所の運用をどうするかということも出てくると思います。

また、面会交流については、我々としては、正当な理由なく親子交流の実施を拒むときに、それを親権者変更手続きに反映させることを考えています。この家族法の実体法で定めるものなのか、それとも別の実効性担保のための仕組みが必要なのかは議論していきたいと思います。

最後に、法務省に我々が提言した中で将来的に、仮に最短で令和6年の通常国会でうまく法改正が実現して施行されて、今の苦しんでいる人たちにも適用されるのか、遡及されるのかということについて重く受け止めております。そこについては、何らかの形で今困っている人たちに新しい共同親権のルールをどうやって運用していったらいいかということ、いろいろな工夫とか知恵をもって仕組みを整えていく必要があると思っています。今、この時点では明確にこういうことができるというのは差し控えますけれども、いろいろな工夫とかアイデアは持っていますので、ぜひまたしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

【梅村みずほ先生 ご挨拶】

参議院議員の梅村みずほでございます。共同養育支援議員連盟の事務局次長を務めさせていただいております。数多くの議員たちがこの問題に向けて取り組みを行っております。議連として向いている方向性は皆さまと同じである、ということをお私からもしっかりとお伝えしておきたいと思っております。

そして皆さまにご理解いただきたいのは、本当にお一人お一人、苦しい思いをされて、経験しなくてもいい痛みを経験されてきたからこそ、厳しい言葉を投げたくなるときもあるかと思うのですけれども、「男女」の問題ではないということです。これは属性の問題ではない、一概に例えばそれを否定するものではないと思っています。

皆さまの日頃のご努力があって、最近ではマスメディアでも大変大きく取り上げていただけるようになってきました。それは皆さまが必死に声を上げてこられたからです。先ほど柴山会長から、遡及性についてどうなるかということはしっかりと心に留めておきたいというふうにおっしゃいましたけれども、議連に加入している議員メンバーは声を上げ続けてきた皆さまがどうなるかというのは、当然念頭に置いて法律を考えるべきところであります。

皆さまにお伝えしたいのは、ぜひご自身の心と体を守ってくださいということです。議論の行方を追っているだけで、非常に皆さんのメンタルには負荷がかかることと思います。長く我慢して一生懸命声を上げたにもかかわらず、何かのきっかけで心が折れてしまって、自死をなさる方であるとか暴挙に出してしまう方とか、周りに見聞きされている方もいらっしゃるかと思いますけれども、そこをぐっと耐えて、力を合わせてご自身の心と体を、そして何よりも命を守っていただくというのが非常に重要です。

今回出されているたたき台について、これは議連でもお伝えしていたのですが、法務省の方でも子の利益という言葉は何度も使っていらっしゃいます。まさに「子の利益」のためにこの民法改正はあるべきです。ではこの「子の利益」とは何か、私は先だって法務省に尋ねたところ、「心身ともに健やかに育つことができる」ということだと思います、というふうにおっしゃっていました。あまりに漠然としており、あまりに抽象的です。

この民法において私はやはり子の利益というものは、養育費と、子供と親の会う機会と共に絆を繋ぎ合っていく物理的な時間が欠かせないと思っています。親子交流ですね。共に様々な経験をし、自分の人生経験から伝えるべきことを伝えたいのであって、そして子供を育てたいのであるというところをしっかりと書き込まねばならないだろうと私個人としては思っております。なので「子の利益」というものをきちっと定義することなしに、「子の利益」というふうに乱発するのは金科玉条のように出しておきながら無責任であろうと思っています。この家族法における子の利益というものはしっかりと「親子交流が保たれる」ということ、および「養育費を確保」という、これは両輪であるということは明記せねばならないと思っています。



🍀 梅村みずほ先生(左)と柴山昌彦先生(中央)

【築城由佳氏】

面会交流支援団体 NPO法人ハッピーシェアリング

私は当初高葛藤だった当事者の母親です。面会交流をいかにやらせないか、面会交流をどうやって止めさせるか、そればかり考えて子供にお父さんの悪口を言い続けました。

かつてそんな私がなぜ面会交流支援をやっているのかお話をさせていただきます。

私はひどい拒絶をしていました。調停中から弁護士さんに面会交流をやりなさいと強制され、支援を使って面会交流してきましたが、そこでターニングポイントがやってきたんです。ずっと自分の中で、相手が悪い、相手のせいで私はこんな思いをしている、自分1人で仕事をして、1人で子育てをして、誰も頼れない、なんで私だけこんな苦しい思いをしなきゃいけないんだっていうのをずっと抱えながら生きてきたんですね。

そこで気づいたのが何で自分だけこんなに苦しい思いをしているのかということ。その苦しきっていうのは相手のせいにして、全てそれだったんです。他責をしている自分、そして相手への憎しみというのが自分の人生にいかにか影響してるか、そしてそれがいかに子供に影響してるかということに気づいたのが一つの変化です。

今まで嫌々だと思っていた面会交流に対して、一つやってみようと思ったのが、面会交流でお父さんに会いに行く子供に「行ってらっしゃい」と「楽しんでおいで」という声掛けをすることです。それまでは、「かわいそうね、こんな思いまでさせてごめんね」と言っていました。帰ってきた子供に、「おかえり」と「楽しかった？」という言葉を掛けるようになりました。そうすると今まで「嫌だ嫌だ」「楽しくない行きたくない」と言っていた子供が、4歳5歳ぐらいになってきて急に「今日めっちゃ楽しかった」と言ってくれたんです。「今度いつお父さんに会えるの？今度お父さんとここ行くねん」と言うようになったんです。

そこで気づいたんです。自分の気持ち、自分の言葉、自分の心がいかに子供に影響するかということ。こんなしんどい思いをするお父さんお母さん、そして何よりも影響を受ける子供たちが減ってほしいという気持ちで、NPO法人ハッピーシェアリングを立ち上げたという経緯でございます。

面会交流はなぜ子供の利益になることについて、実母・実父というのは子供にとってはたった1人なんです。それをやはり知っておくこと。このお父さんとお母さんから生まれてきたんだという事実を、しっかり自分のルーツを知ることです。そしてお父さんお母さんから変わらず愛されているということを直接お金ではなくて、直接愛情という形で実感するという。やっぱりお父さんである気持ち、お父さんである幸せホルモンを出し続けるためには直接子供と触れ合っておくことが一番大事です。

そうするとこの子のためにお金を払い続けようという気持ちが継続していくわけです。やはり養育費と面会交流、別のものであればけれども両輪であるっていうのはまさしくそこだと思います。

面会交流支援団体は非常に微妙な立場にあります。調停中は対立構造にあります。

面会交流は、安心安全な場所でなければならない。お父さんとお母さんの喧嘩している状態、お父さんとお母さんが仲が悪いっていうのを感じているような状態で、面会交流することがないようにしてあげないといけないわけです。

面会交流の取り決めをしてない方というのが7割近くいらっしゃるんですが、なんでしてないかと言ったら、もうこれに尽きます、「相手と関わりたくない」。父子家庭ももう相手と関わりたくないというのがやっぱ大きいわけです。

そこをカウンセリングしてあげるといことが大事なんです。男女の感情というところを一旦整理して差し上げる。そしてわかるよ、もちろんそういう気持ちになるのはもちろんだと。だけど、子供がいるから関わっていかなくちゃいけないんですよ。子育てを、「一つのビジネスプロジェクト」だと思っていたらということをお伝えしています。

お子さんはいつも忠誠葛藤を抱えています。忠誠葛藤という言葉をご存知だと思いますが、面会交流の場で子供が話したいことを支援員に話してくれるときがあります。これお父さんお母さんに言おうか？と聞くと、それを言ったら、お父さんとお母さん喧嘩しないかなって言うんですよ、皆さん。言いたいけど言えない、そういった気持ちを抱えています。そういった気持ちを抱えながら面会交流するっていうことは、非常に安心安全ではないというふうに私は考えていますので、まずお子さんが何でも意見を言える、話ができるような面会交流、親子交流であるような場を私達は提供していきたいと思っております。



🍀 築城由佳氏

【作花知志弁護士】

弁護士の作花知志と申します。私も原則共同親権と、監護者というものを原則定めない、という方が望ましいと考えています。その理由は、二つポイントがあります。

一つは、「親権」という概念についてです。私は、現在の子の連れ去りや面会拒否の状況を生んでいるそもその原因というのは「親権」という言葉が良くないんじゃないかと思っています。「親権」というとまるで親の権利、子どもは親の所有物のようなイメージを持つ言葉です。しかしながら、諸外国では親の権利という言葉はもうほとんど使われなくて、「親責任」です。未成年である子どもがきちんと成人するまで、親としての養育責任を負うんだよということが分かるようにするのが「親責任」です。

例えばオーストラリアでは、日本も批准している「児童の権利条約」、オーストラリアが批准した際に家族法を全面改正して、全ての親子関係において、子どもを主体とした法律関係の言葉に直したというのがオーストラリアの家族法です。オーストラリアも親責任という概念で、面会についても子供が別居親と面会することを、同居親は妨げてはならないというイメージで規定が設けられています。

もう一つは、子どもの福祉、子どもの利益という言葉についてです。民法が子の利益と書いているにもかかわらず、その子の利益とは一体何なのかを書いていないというのが現在の悲劇を生んでいるんじゃないかというのが私の考えです。諸外国では子どもが両親と触れ合うことこそが、子どもの利益であり、子どもの福祉とされています。日本の裁判所の運用はそうじゃないと思うんです。本来の意味で言うところの子の福祉ならば、親がどんなに喧嘩しようとも、国としてはどんどん別居親に会ってもらわないと困るはずなんです。これには実は科学的根拠があります。子どもが両親に触れ合えば触れ合うほど、子どもの脳にはオキシトシンという物質が分泌されるということが最近分かっています。これは愛情ホルモン・人に優しくなるホルモンです。また、別居親にたくさん会っている子どもほど、自己肯定感が高く、人とのコミュニケーション能力が高かったという結果が出ているそうです。そうすると、不幸にして親御さんが別居した状態で育つ子どもについて、オキシトシンが脳にたくさん分泌されている大人になってもらうのと、そうではない大人になってもらうのと、日本としてどちらが喜ばしいかということ、言うまでもなく人に優しい愛情ホルモンをたくさん備わっている方に成長してほしいわけであります。

その意味で、今の裁判所の面会交流の実務における子の福祉、子の利益の定義はおかしいし、国際スタンダードと違うという意味においてもおかしいし、オキシトシンという科学的根拠の観点からもおかしいと思いますので、子の利益、子の福祉は何かということを明確にしてほしいと思うわけです。つまり子どもが両親と触れ合うことこそが、子の利益だということを明確にするような立法がまさに必要なのではないかと思います。

【嘉田由紀子先生 ご挨拶】

今の単独親権の民法下で何が問題なのか、私は3点あると思っております。一つめは子どもの貧困です。二つめは虐待です。三つめは、日本の子どもの幸せ感です。日本の子どもたちのいわば幸せ感はユニセフ38カ国中37位です。それから、最新の自殺のデータもあります。514人です。こんなに子どもが自らの命を絶つような日本国をどうかしなければというのは、私自身がこの離婚後の共同親権問題に取り組んできた立法事実です。

私は子どもの貧困や虐待リスク、あるいは親子の分断のようなものを改善する、そして子どもの幸せを回復するには最低限二つ必要だと思っております。一つめは、親ガイダンスです。3組に1組が離婚する時代なのです。親ガイダンスをここではっきりと離婚の要件にさせていただけたらと思っています。二つめは共同養育計画です。確かに高葛藤で話し合いができないという当事者同士では養育計画は詰められないかもしれませんが、しかし、養育計画も、財政的支援もない状態で、今の日本では子どもたちが毎年20万人ほどが野に放たれてしまうのです。こんなに非情なことはありません。ですから養育計画で、養育費についてはどうする、月曜から金曜はどう過ごす、土曜日曜はどう過ごす、どこでどういうふうに親子として共に過ごす時間を担保するかを決めなければならない。それこそ離婚相談していただいている弁護士さんたちにADRでしていただいたらいいと思います。高葛藤の夫婦ほど、逆に子の養育計画が必要です。高葛藤の両親を持つ子どもにとってこそ養育計画が必要だということを特にお伝えしたいと思います。

「子どもの最善の利益」というのは単なる抽象的な言葉ではないということ、経済的にまた虐待などから解放されて、そして親子が触れ合える親子交流の担保を作ってもら。これができることで、日本の子どもたち、親の離婚に直面して大変な不幸におとしまられている子どもたちの人生を救うことができると思います。この立法事実のところから議論をして、できない理由を並べ立てるのではなく、どうやったら子どもの最善の利益を担保できるのかというのを議論するのが立法府としての私達の役割だろうと思います。



作花知志先生

嘉田由紀子先生



【下村博文先生 ご挨拶】

衆議院議員の下村博文です。私はずいぶん前から親子ネットの皆さんとは接点があります。本当にもう自殺を考えたという方もたくさんいらっしゃる。皆さんも辛い思いをされているけども、子どもも辛い思いをしているというふうに思うのです。いつまでも議論している状況じゃないと、ぜひ来年(令和6年)の通常国会には共同親権、基本的には例外を認めない共同親権をぜひ法案として通すべきであるということを皆さんと共にこれから活動していきたいというふうに思っています。

今年(令和5年)4月に子ども家庭庁ができました。これは「子どもまんなか」ということです。でもちっとも「子どもまんなか」になってない。まだ名前だけだと思うのです。本当に「子どもまんなか」という視点を我が国が徹底していかなかったら、子どもの幸せな未来はない、というふうに思っております。

世界は単独親権から共同親権に移っているわけです。わが国だけが遅れているということは、まさにその子どもの人権、子どもの立場、子どもまんなかと言っても、そういう視点から社会が、政治が考えていない、その部分が遅れている、その現れであるのではないかとこのように思うのです。自民党の中でも色々な意見があることは事実ですけども、しかし変に妥協したら中途半端になったら、何も変わらないということになりかねないと思うので、私は皆さんと一緒にしっかりと腹をくくって対処することをお誓い申し上げます。



🍀 下村博文先生



🍀 三谷英弘先生

【三谷英弘先生 ご挨拶】

衆議院議員の三谷です。私は共同養育議員連盟の事務局長をさせていただきながら「別居・離婚後の親子関係を考える地方議員の会」で顧問をさせていただいています。

zoomで参加させていただきながら、皆さまの熱い議論を聞かせていただきました。この問題もようやくここまで来ました。これもこの場にお越しいただいている皆さまの尽力のおかげです。

私は弁護士をやっていた頃からこの問題に関わってきました。そこで感じたことは、別居親、子どもを連れ去られた親にとっては、ノーチャンスゲームに参加させられているということです。そういった理不尽を知ったことでこの問題を知ることができました。それから10年以上になります。辛抱強く活動してきた皆さまに対して、私は立法者として応えていかなければならないと考えています。

これからも細部にわたって多くの議論は残るでしょう。しかし、我々の目的・ゴールは「夫婦の別れ」が「親子の別れ」になることではない、それを当たり前にする事です。そのために一步一步進めていきたい。法制審議会が終わった後、来年(令和6年)の通常国会を目処にぜひ民法改正を目指したいと思っております。また、民法改正が実現したところで終わりというわけではありません。まだ解決すべき多くの問題が残っています。例えば、養育費、親子交流について合意できたにもかかわらず全く履行できていない、ということもあります。子どもの連れ去り、DVについてどう対処するのか、という問題もあります。協議離婚制度でいいのか、海外のように裁判離婚にすべきではないのか、という問題もあります。

あくまで一步一步進めていきたい。立法者の使命として、より良い法改正を目指していきます。これは党派、イデオロギーの問題ではありません。熱い思いをもつ我々がやっていくべきです。



🍀 会場の様子 🍀

～ 私の陳情体験 ～

＃新規委員ながら、今期活発な陳情活動をくださった中村さんによる、陳情実録をお送りします。

昨年からの親子ネットの運営委員になりました中村仁子と申します。運営委員になって、陳情に携わるようになりました。偶然にも自宅が議員会館まで二駅で近いのと仕事の休みが平日のため、陳情しやすい環境が整っていて陳情に参加することが増えました。息子に会えないことが辛くてただ悩む時間を過ごすよりも、息子と少しでも近づく一歩に繋がる法改正に向けた陳情活動をしようと思いました。同じ悲しみを共有できる別居親の皆さんと話したり、陳情に取り組んでいる時間に、苦しさが紛れました。

陳情するまで、政治家の方はニュースで目にするだけの遠い存在でした。はじめは陳情実績の豊富な代表や副代表、先輩運営委員のベテランの方達と同行して、どのようなことを話しているのかを拝見しました。それぞれ少しずつ違った陳情のスタイルで、個性がありました。運営委員のために作成いただいた陳情勉強会の動画を何度も見て、練習をして勉強させていただきました。日頃本業でテレアポや面談など営業の仕事をしていても、政治家に電話やメールをするのは緊張しました。

政治家の方はたとえ反対派だったとしても陳情を聞こうと思えば、共同親権を望む別居親の現状に興味を持ってくださいました。陳情を通じて別居親の現実を知り、賛成に意見が変わった政治家もいらっしゃいます。特に賛成派の政治家は子供に会えない気持ちに寄り添い真摯に考えてくださり、陳情を通じてとても癒されました。感動して涙を流したこともあります。政治家の方は共感し励ますだけでなく、実際に法改正へ向けて働きかける力強さもあるのが友達や家族に相談をする際にはない前向きなパワーでした。

まずは他委員の陳情同行から参加しました。古川直季議員(衆/自)や臼井正一議員(参/自)が、共同養育議員連盟に入会して下さって嬉しかったです。臼井議員には、父は私が息子と別居後一度も孫に会えないままガンで他界した話をしました。父の辛い体験が臼井議員の議連への入会に少しは役立てたならと、父の死が昇華できた気持ちになりました。

陳情で話を聞いてくださる方の中には、当事者に近い立場の方がおられることがあります。ある方からは、小学生から大学生まで父親に会わせてもらえなかったと伺い驚きました。子供側の当事者として、ぜひ共同親権になって欲しいと思っていますと賛同して下さって心が温まりました。身近に当事者のいらっしゃる議員は別居親にお優しく、議連に参加くださっている方もおられます。

同行ではなく初めてメインスピーカーで陳情をしたのは港区議員の土屋準議員(自)でした。陳情までに陳情資料を何度も読み、どう説明するか練習をしてから臨み、女性運営委員3人で陳情しました。土屋議員は穏やかな方で、話しやすかったので緊張がほぐれて無事陳情ができてほっとしました！

鈴木宗男議員(参/無)は、親子は犯罪者でもないのに「面会交流」という言葉を用いることに強い違和感を覚え、「面会交流」の名称を「親子交流」に変える働きかけをして下さった方です。陳情に行った際には、親子ネットの運営委員の方が来ているからとその場で日本維新の会のマニフェストを早速党内で確認すると電話して下さって、情の厚さと行動力の早さに感動しました。その後のロシア訪問がきっかけで、鈴木議員が日本維新の会から離党されてしまったことはショックでした。

玉木雄一郎議員(衆/国)は、目力の強さに圧倒されました。街の声国民の声にこそ真実があると唱える玉木議員は、じっくり話を聞いて下さって傾聴力のある方でした。

共同親権に反対と言われている共産党の政策秘書のアポが取れたことはビックリしました。本村伸子議員(衆/共)の政策秘書の方との面談当日、共産党の立場としては賛成か反対か迷っていて、どちらの立場の方の話も聞きたいですと言われました。別居親の子供に会えない辛さを伝えると、以前政策秘書の方は法律事務所で働いており同居親と別居親から上がってくる文書を読んでいて相手側の悪い面が描かれて壮絶だったので、どちらの立場もよくわかるとおっしゃっていました。その後、本村伸子議員は反対派の集会にも参加されたとお聞きしたことから、両方の立場からの意見を収集しているというのは確かかもしれません。

一斉陳情では、藤丸敏議員(衆/自)の秘書の方に共同親権について話していたところ、奥の部屋にいた議員本人が、「共同親権当然でしょ！賛成～！」と言って話しかけてくださいました。その場で共同養育議員連盟に入会しますと言ってくださいって、とても嬉しかったです。また二週連続で柿沢未途議員(衆/無)の部屋の前に10人以上の記者が集まっていたことに驚きました。その後、柿沢議員の事件がニュースになりました。

陳情の活動中に様々なドラマがあって、癒されたり泣いたり、たくさんの感情が沸きあがってきました。息子と会えない逆境があったからこそ、緊張も乗り越えて、陳情することができました。政治家の方をととても身近に感じるようになり、国民のことを本気で考えてくれる政治家の方がいるのを実感できました。陳情にご縁を作ってくださいました親子ネットに感謝しています。写真は、山田美樹議員(衆/自)陳情時のものです。
(中村 仁子)



◆ 告知

■ 親子ネットさっぽろ・親子ネット十勝共同企画
「共同養育・面会交流支援」web勉強会
(日時)2024年2月11日 13:00-16:00
(参加申し込み)
<https://passmarket.yahoo.co.jp/event/show/detail/0182m4jzh0j31.html>
(問合せ)Mail:oyakonnet.tokachi@gmail.com(親子ネット十勝)

■ 議員会館前街頭演説会

(日時)2024年2月22日 13:00~(集合12:00)
(場所)衆議院第二会館前

★ 親子ネット定例会

(日時)2024年3月2日 14:00-17:00
(場所)高田第二区民集會室 2階 会議室2
参加はホームページからお申し込みください。
<https://oyakonnet.org/>

■ 親子ネットNAGANO

(個別相談等)随時予約を受け付けています。
(学習・相談会)希望者に案内中。
(問合せ)Mail:kodomokenri@gmail.com
Tel:050-3468-3743

■ 当事者女性の親睦会

隔月の土曜日に開催しています。

(日時、場所)未定

※参加は女性のみとなります。

(参加費)会場代を頭割りで負担します。

出入り自由です。オンライン参加可。皆さんが悩んでいることを話せる場所として来て頂ければと思います。開催日と場所は近くなりましたら個別にご案内します。

(問合せ)担当:薄井 Tel:090-2417-6152

Mail:erina0516vn@gmail.com

■ くにたち子どもとの交流を求める親の会 定例会

(自助活動)毎月第1/第3木曜日夜

※詳細は、Facebookページをご覧ください。

<https://b-m.facebook.com/kunitachivisitation>

■ 一般社団法人りむすび

<個別相談・面会交流サポート>共同養育実践に向けたきめ細かいサポートを行います。

<講演・講師>行政・議員・当事者向けに共同養育普及の講演や研修講師を行います。

<りむすびコミュニティ>別居離婚パパママの相互理解を深めるコミュニティです。

<共同養育各種講座>1名より随時開催します(zoom可)

<問合せ>rimusubi@gmail.com

※詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.rimusubi.com>

◆ 報道

■ 2024年1月30日 各社一斉報道！
・NHK「共同親権」導入が柱 法改正に向けた要綱案 法制審議会の部会
・毎日新聞 離婚後の共同親権、導入可能に 法制審部会が民法改正要綱案
・時事通信 「共同親権」導入、今国会提出へ 民法改正で法制審要綱案
・朝日新聞 離婚後の共同親権、導入を提言 対立時は家裁が判断 法制審が要綱案
その他多数

■ 2024年1月8日 産経新聞
転機迎える家族法制 「未来の子供に幸せな制度を」当事者の思い

■ 2023年12月19日 各社一斉報道！
・日本経済新聞 「子に虐待恐れあれば単独親権に、法務省が例外規定」
・NHK 「離婚後の『共同親権』導入を 法制審部会が要綱案の素案」
・毎日新聞 「別居の親子の面会交流、祖父母らも申し立て可能に 法制審部会」
・産経新聞 「法制審部会に『共同親権』の試案提示 離婚後、DVなら単独親権」
・時事通信 離婚後の共同親権導入へ 選択可、『DVの恐れ』は単独親権一法制審要綱案 その他多数

■ 2023年11月20日
・mネット 民法改正情報ネットワーク
離婚後の共同親権導入に伴う法制度整備についての要望書を法務省に提出
・朝日新聞 離婚後の共同親権に向けた法整備を要望 研究者や元裁判官ら約60人
・共同通信 「離婚する親に情報提供を」共同親権賛同の学者ら要望

■ 2023年10月29日 産経新聞
子の利益侵害なら単独親権 離婚後の「共同親権」で家裁判断時、法制審部会の修正案

■ 2023年10月18日 毎日新聞
「子、連れ去り勝ち」の絶望 裁判所は違法認定、親権争い強行

■ 2023年10月6日 毎日新聞
我が子に会えず、この国に絶望 違法認定も「連れ去り勝ち」の現実

子の連れ去りが社会問題に 子の利益とは？ 日本の制度の欠陥

■ 2023年10月5日 朝日新聞
離婚して別居の親、子どもの学校行事に参加できる？ 文科省の説明は

■ 2023年9月27日 産経新聞
子の「連れ去り」再び敗訴 国への損害賠償認め

■ 2023年9月14日 朝日新聞
小泉法相が就任会見 在留資格ない子への特別許可、方針「引き継ぐ」

◆ 住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。

Mail:info@oyakonnet.org

◆ 編集後記

◆ 今年度より委嘱運営委員としてお手伝いさせて頂いております。2年前、親子ネットに入会し、運営委員や会員の皆様からたくさんのアドバイスを頂き、今では小1の娘と月2回の親子交流や、いつでも電話ができる環境になりました。まだ体調面が万全ではなく、出来る範囲で運営の後方支援に携わらせて頂きたいと思っております。また、今回の地震により、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈り申し上げます。(M.Y.)

♥ 今まで愛読していた会報に初めて原稿を記載する機会をいただきまして、どうもありがとうございます。共同親権導入の法改正が近づいてきているのを実感できるタイミングで運営委員となって、やりがいを感じる日々です。困難からの脱出を予感させる一筋の光を信じて活動し、貴重な経験ができました。離婚後も親子が自然に会える国になるよう、心から願っています。(M.N.)

♣ まずは、皆さまにはいつも親子ネットの活動にご理解とご協力をいただき誠に感謝申し上げます。今回初めて会報の編集作業に携わらせていただき、先生方のご意見を再読して改めて敬服いたしました。22ページの資料を5ページに纏めるとい骨の折れる作業となり、今号では全てをご紹介できておりませんが、ご容赦いただければと思います。夫婦の別れが親子の別れとならない為に引き続き皆さまのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。(K.S.)

◆ 編集委員

☆ 親子ネット運営委員

M.N. K.S. M.Y. Y.K. T.E. Y.A. S.H.

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonnet.org ホームページ: <http://oyakonnet.org>